

幼稚園入園のご案内

[令和6年度 我孫子市]

目次

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 1 幼稚園について | 3 認定申請について |
| (1) 幼稚園とは・・・P1 | (1) 手続きの流れについて・・・P10 |
| (2) 施設等利用給付認定について・P2 | (2) 認定申請に必要な提出書類について・・・P11 |
| (3) 保育を必要とする事由・・・P3 | 4 こんなときは手続きをしてください・・・P13 |
| 2 無償化対象となる利用料と給付方法について | 5 よくあるご質問（FAQ）・・・P15 |
| (1) 無償化対象となる利用料・・・P4 | |
| 【A】 入園料・保育料・・・P5 | |
| 【B】 預かり保育料・・・P6 | |
| 【C】 副食費の補足給付・・・P8 | |



卒園まで保管して
欲しいいな～

手賀沼のうなきちさん
©我孫子市 2012

[問い合わせ先]

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 西別館2階

我孫子市役所 保育課子育て係

電話：04-7185-1111（内線322または479）

1 幼稚園について

(1) 幼稚園とは

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設です。

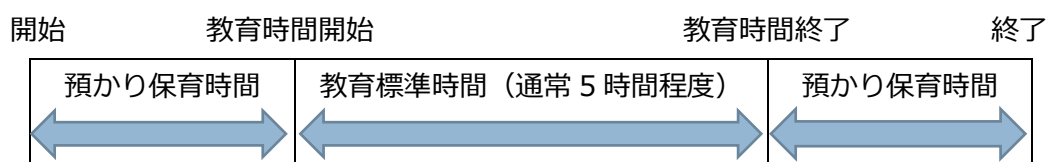
(学校教育法第 22 条)

幼稚園毎にそれぞれの教育目標や方針をもち、特色のある教育が行われています。

入園可能な方	<p>保護者の就労の有無やお住まいの市区町村にかかわらず、3 歳児から小学校就学前の幼児の入園が可能です。</p> <p>幼稚園によっては満 3 歳児 (※) から入園することができます。</p> <p>※ 3 歳に達した幼児が、翌年の 4 月を待たずに年度の途中から入園するものです。</p>
標準的な教育時間	4 ～ 5 時間を標準として各幼稚園が決めます。
預かり保育	<p>教育時間の開始前・終了後に園児を保育する制度があります。(有料)</p> <p>保護者が保育園入園要件と同等の要件 (3 ページ参照) を満たし、利用を希望する場合は、市区町村より認定を受けることにより預かり保育料が上限の範囲内で無償となります。</p>

預かり保育

預かり保育



※各園の教育・預かり保育時間の詳細については、本ご案内末尾資料「我孫子市内私立幼稚園一覧」をご覧ください。

給食の提供	特に規定はありません。提供の有無は、幼稚園によって異なります。
送迎	<p>我孫子市内の幼稚園は、全園教育時間に合わせて送迎を行う通園バスがあります。</p> <p>保護者が、直接幼稚園への送迎をすることも可能です。</p> <p>(教育時間前後の預かり保育を利用した場合は、保護者の送迎が必要です。)</p>
利用料	<p>入園料・保育料・施設利用料・バス代・父母会費等、各幼稚園によって内容・料金が異なります。</p> <p>入園料と保育料を併せて月額 25,700 円までは無償となります。</p>

(2) 施設等利用給付認定について

我孫子市内の幼稚園はすべて私立の幼稚園になりますので、入園の申し込みは直接幼稚園になります。

また、幼稚園を利用する園児の保護者が負担し幼稚園に支払う利用料のうち、入園料・保育料・預かり保育料等については定められた上限の範囲内で利用料が給付（無償化）されます。

無償化の給付を受けるには、幼稚園の利用を開始する前に保護者が住民登録されている市区町村より「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

認定には、3種類の認定区分があり、世帯の状況に応じた認定区分への申請をしていただきます。

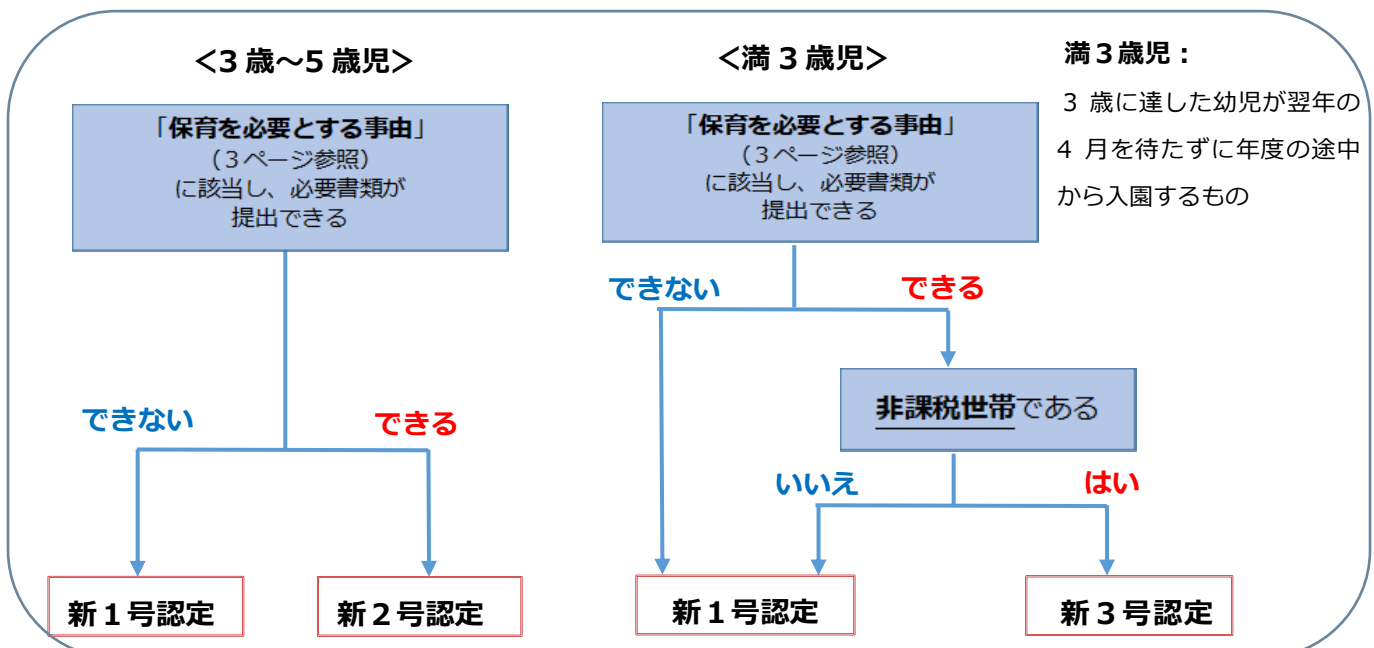
認定区分	年齢	希望・世帯条件
新1号認定	満3歳～ 小学校就学前	教育を希望
新2号認定	3歳～ 小学校就学前	教育時間前後の保育も希望（*）
新3号認定	満3歳～ 満3歳以降最初の3月31 日までの間	非課税世帯 かつ 教育時間前後の保育も希望（*）

（*）保育も希望される場合、保護者（父、母、同居している65歳未満の祖父・祖母）全員が3ページ（3）「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

教育のみを希望される方は新1号認定に該当します。

保育も希望される場合は、該当する認定区分を以下の【認定区分フローチャート】でご確認ください。

【認定区分フローチャート】



(3) 保育を必要とする事由

対象者：父・母、同居している65歳未満の祖父・祖母

事 由	要 件	必 要 書 類
① 就労	月64時間以上の就労をしていること ※休憩時間は含まない	就労証明書（証明日から <u>6か月</u> 以内のもの）*Ⓔ 次に該当する場合は上記に加えて下記いずれかの書類が必要 ・ 自営業の場合〈個人事業主の開業届出書の写し、その他自営業の証明となるもの〉 ・ 農業従事者の場合〈農業経営の実態証明書〉
② 妊娠・出産	産前産後（妊娠・出産）期間であること	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日を記入したページ） ※双子以上の場合はその旨がわかるページをあわせて提出してください。
③ 疾病・障害	保護者の病気や怪我、又は精神や身体に障害があること	診断書*Ⓔ 又は 障害者手帳等（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の写し（交付を受けた方のみ）
④ 介護・看護	同居の親族の介護や看護に常時あたっていること	① 診断書*Ⓔ 又は 介護保険被保険者証（要介護1～5）の写し ② 介護・看護状況申告書*Ⓔ
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること	り災証明書 など
⑥ 就学	保護者が就学又は職業訓練（月64時間以上）を受けていること* ¹ ※休憩時間は含まない	① 在学証明書 ② カリキュラム表
⑦ 求職活動（1か月間）	求職活動（起業準備を含む）を行っていること	1か月以内に求職活動状況報告書、次の認定に必要な書類 ※必ず1か月以内に就労を開始してください。

*Ⓔ 市所定の様式があります。様式は幼稚園・保育課にあり、我孫子市のホームページからもダウンロードできます。

*¹ 学校教育法に規定された学校（学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、その他これらに準ずる教育施設）等または職業訓練校における職業訓練に限ります。

《注意事項》

- ・ 就労先から受け取った就労証明書の内容は、必ず保護者自身で記載内容をご確認ください。
- ・ 自営業の方は、開業していることがわかるパンフレットやチラシ等と事業が継続していることがわかるものがあれば添付してください。

保育を必要とする事由ごとの認定期間

事由	認定期間
① 就労	就労証明書の記載どおり就労を継続されている期間 ※認定後に申請時と状況が変わる場合（退職や転職など）は、13 ページ「4 こんなときは手続きしてください」を参照
② 妊娠・出産	出産月の2か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※双子以上の場合は、出産月の4か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※実際の出産日によって、期間が変更になります。
③ 疾病・障害	療養が必要な期間
④ 介護・看護	介護・看護が必要な期間
⑤ 災害復旧	災害復旧に従事している期間
⑥ 就学	卒業又は修了予定まで
⑦ 求職活動等	1か月間（起業準備・リストラ・倒産の場合、最長3か月間） ※求職活動での認定は1年に1度までです。
育児休業	新規入園時に、育児休業事由での新2号・新3号認定はできません。

【現況確認について】

施設等利用給付の新2号認定又は新3号認定を受けた方は、一定期間後、就労の継続状況等の確認を行います。現況確認に必要な書類は提出の時期になりましたら、別途ご案内します。



2 無償化対象となる利用料と給付方法について

(1) 無償化対象となる利用料

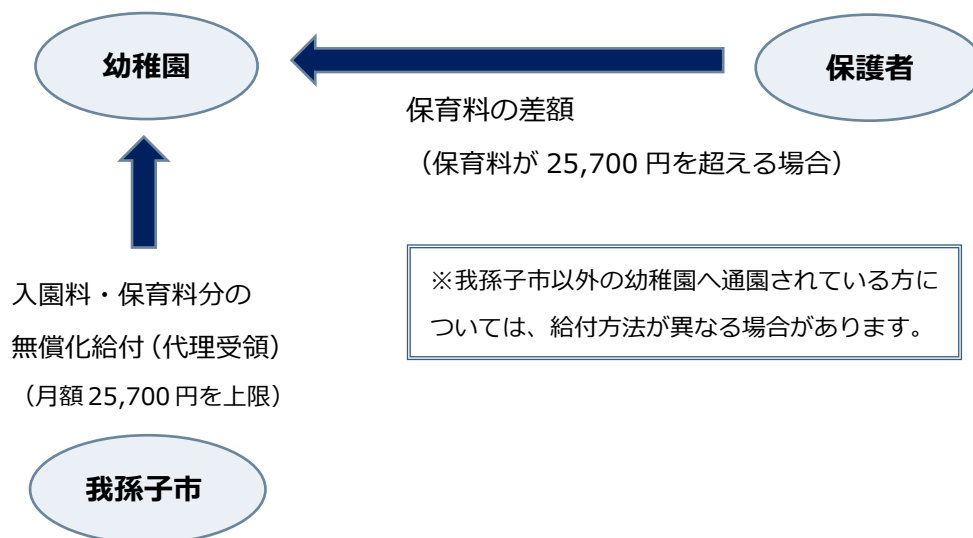
無償化の対象となるのは、以下の利用料になります。それぞれ日額・月額上限額があり、給付方法が異なります。詳細は各ページでご確認ください。

	利用料	上限額	対象園児
A	入園料・保育料 (5 ページ)	入園料・保育料合わせて 月額上限 25,700 円まで	認定を受けた園児全員
B	預かり保育料 (6,7 ページ)	月単位で合計利用料を上限とし、 利用日数×450 円まで	新2号・新3号認定を受けた園児 ※2 ページ【認定区分フローチャート】を参照
C	副食材料費 (8,9 ページ)	給食の副食費部分が 月額上限 4,700 円まで	以下の①、②のいずれかに該当する園児 ①市区町村民税所得割世帯合算額が 77,100 円 以下の世帯（年収 360 万円未満相当世帯） ②第3子（小3以下の範囲でカウント）以降の園児

【A】 入園料・保育料

対象者	施設等利用給付の認定を受けた方全員
対象費用	幼稚園の <u>入園料及び保育料</u> (※通園送迎費、食材料費、行事費等は <u>保護者の実費負担</u> となります。)
無償化上限額	月額 25,700 円 (年額 308,400 円) を上限に無償化となります。 ※入園料部分は、入園料を入園年度の在籍月数で割って月額を算出します。 月額保育料が 25,700 円を超えている場合は、入園料分は無償化になりません。
必要な手続き	認定された園児については、認定期間内は無償化給付の対象となっていますので特に手続きは必要ありません。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里帰り出産等で幼稚園を長期的にお休み（休園）される場合 <ul style="list-style-type: none"> ➔ お休みされている期間中は無償化対象外となり、その期間中に保育料が発生する場合は、保護者負担となります。 (幼稚園自体が休園する場合や短期間の欠席は除く。) ・ 新 2 号認定・新 3 号認定を受けている場合 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 認定事由によって認定期間が異なりますので、認定期間は必ずご確認ください。必要に応じて次の認定に関する手続きを行ってください。 (※認定が途切れる期間が発生すると、無償化対象外となりますので、保育料は全額保護者負担となります。) ・ 月途中の入退園の場合は、無償化上限額が日割りとなります。 <p>(1 円未満切捨て)</p>

【給付方法】



【B】 預かり保育料

対象者	施設等利用給付の新2号認定又は新3号認定を受けた方で預かり保育を利用された方
対象費用	在籍する幼稚園で利用した預かり保育の利用料 ※おやつ代などの預かり保育の利用料以外は、対象外となります。
給付（上限）額	利用日数に応じた額（利用日数×450円） ●新2号認定 <u>（月額上限額 11,300円）</u> ●新3号認定 <u>（月額上限額 16,300円）</u> ※【算定方法】を参照してください。
必要な手続き	預かり保育を利用する前に施設等利用給付の新2号認定又は新3号認定の認定申請を行い、市より認定を受けてください。 （※認定を受けるには、 <u>保育を必要とする事由（3ページ参照）に該当する必要があります。</u> ） 支給方法は7ページ【支払い方法】を参照してください。
注意事項	請求手続きを行っていただく際の「請求者」は、認定申請をされた「施設等利用給付認定通知書」に記載されている保護者のみになります。認定申請の際はご注意ください。

※【算定方法】

利用日数に応じた額（利用日数×450円）と、実際に支払った預かり保育料を月ごとに比較し、低い方を支給額とします。

【算定例】

	○月	■月
① 1日の給付上限額	450円	
② 利用した日数	16日	19日
③ 給付上限額（①×②）	7,200円	8,550円
④ 実際の預かり保育料	6,500円	14,000円
⑤ 無償化対象額 （③と④を比較して低い方）	6,500円 （③>④）	8,550円 （③<④）
⑥ 保護者負担額（④－⑤）	0円	5,450円



※【支払い方法】 償還払いとなります。



● 請求時期等の詳細及び請求書等の書類は「施設等利用給付認定通知書」に同封いたします。

- ・ 在籍する幼稚園の預かり保育の実施時間等が基準（※1）より少ない場合、在籍する幼稚園の預かり保育のほか、認可外保育施設等（※2）の利用が無償化の対象となります。
- ・ 在籍する幼稚園の預かり保育の時間及び開所日数につきましては、在籍する幼稚園にご確認ください。（我孫子市内の幼稚園は、全園、基準を超えています。）



※1 平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満

※2 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等
（市区町村の確認を受けているものに限る）

【C】副食費の補足給付 （在園する幼稚園が給食を提供している場合に適応されます。）

<p>対象者</p>	<p>施設等利用給付認定を受けており、以下の①、②のいずれかの要件を満たす世帯及び園児</p> <p>① 市区町村民税所得割世帯合算額が 77,100 円以下の世帯（※） （年収 360 万円未満相当）</p> <p>② 所得に関係なく第 3 子以降の園児 （小学校 3 年生までの一番上のお子さんから第 1 子と数えます。）</p> <p><small>* 平成 30 年度分から、政令指定都市の市民税の税率が 6%から 8%に変更されましたが、保育料決定および副食費免除の判定にあたっては旧税率（6%）を用いて計算します。</small></p>
<p>対象費用</p>	<p>保護者が実費負担する給食費のうち主食（お米、麺、パン等）以外の副食（おかず等）の食材費である「副食費」について、給付するものです。</p>
<p>給付（上限）額</p>	<p>月額 4,700 円 を上限に給付します。 ひと月あたりの副食費と月額上限額（4,700 円）を比較し、 どちらか低い額が対象額となります。</p>
<p>必要な手続き</p>	<p>対象者の判定にあたり、特別な申請は必要ありません。 （令和 5 年（6 年）1 月 1 日時点で我孫子市に住民票がない場合は、その時点で住民票があった市区町村発行の課税証明書が必要です。）</p> <p>対象期間ごとに市で対象者を判定し、対象者のみに通知いたします。 新規入園の際は、支給認定証を送付する際に併せて通知いたします。</p> <p>支給方法は 9 ページの【支払い方法】を参照してください。</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給付に関する申請手続きを行う際の申請者・請求者は、認定申請をされた「施設等利用給付認定通知書」に記載されている保護者のみになります。認定申請の際はご注意ください。 未申告の方や 11 ページの【表 2】の提出事由に該当する方のうち、必要書類を提出されない方は、補足給付の対象外となりますのでご注意ください。

（※）＜対象期間ごとの課税の参照年度及び通知時期＞

対象期間 (R6 年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定の根拠	 <p>令和 5 年度市区町村民税（所得割額） （令和 4 年中の所得に基づく）</p>					 <p>令和 6 年度市区町村民税（所得割額） （令和 5 年中の所得に基づく）</p>						
通知時期	令和 6 年 3 月					令和 6 年 8 月						

- 給付対象判定を行う市区町村民税課税額の算定の範囲について
課税額の算定を行う際は、原則父母の市区町村民税額の合算額で算定を行います。
ただし、「祖父母と同居している」方で
「父母とも（ひとり親の場合父又は母）非課税」の場合は、
下記条件①～③のうち二つ以上該当する場合は、祖父または祖母の課税額で算定いたします。

- ①父と母のいずれも児童を税制上扶養としていない。
- ②祖父母が課税されている。
- ③父と母のいずれも児童を健康保険等において、扶養親族としていない。※

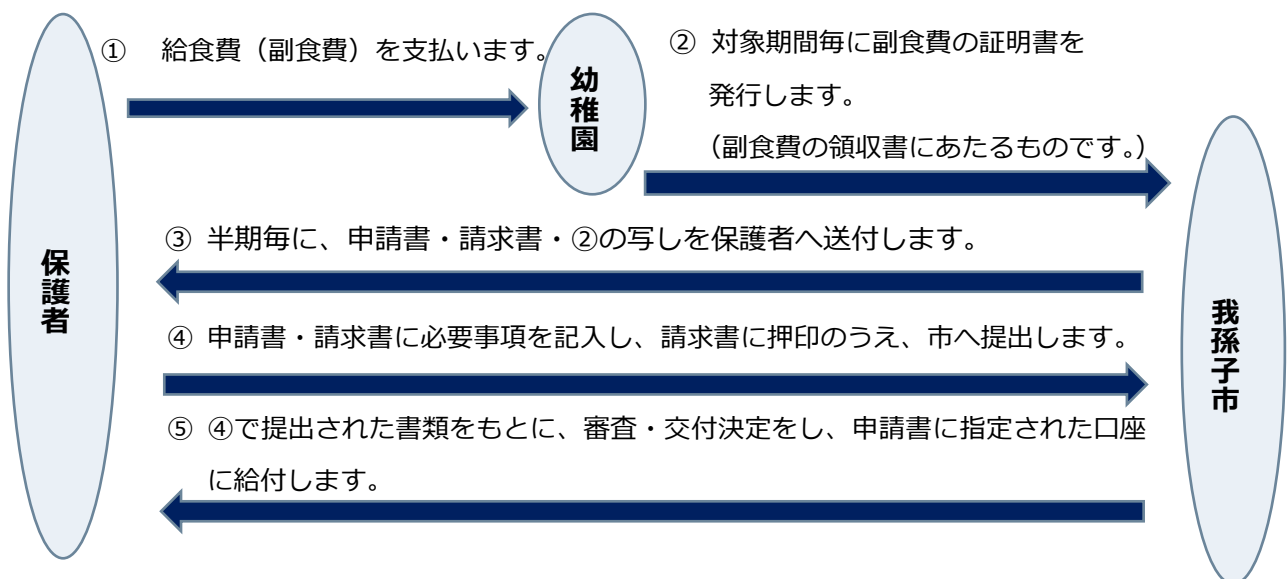
※児童の健康保険証等のコピーの提出を求める場合があります。

- 税更正への対応について
本市が対象者を判定後、修正申告等により税の更正が行われた場合には、保育課で税の更正が分かった月の翌月から更正後の課税額を適用します。
仮に7月11日に税の更正が分かった場合、その翌月である8月から税更正後の課税額を適用することになります。

<対象者への通知および申請手続きの時期>

対象期間	対象者への通知	申請手続き
前期：令和6年4月～令和6年8月	令和6年3月頃	令和6年8月以降
後期：令和6年9月～令和7年3月	令和6年8月頃	令和7年3月以降

【支払い方法】 償還払いとなります。



3 認定申請について

(1) 手続きの流れについて

幼稚園の手続きは、以下のような流れで行います。（幼稚園によって、異なる場合があります）

A) 新規4月入園の場合

①入園を希望する幼稚園へ入園願書を提出します。入園願書は幼稚園よりお受け取りください。

②幼稚園で入園面接等を行い、入園が内定します。

③認定申請を行います。必要書類を幼稚園でお受け取りいただき、定められた期日までに申請書類を**幼稚園**に提出してください。

④提出された申請書類が市に届きましたら、市が認定審査・認定決定を行います。
認定決定後、市より保護者あてに「施設等利用給付認定通知書」を送付します。（3月中旬）

⑤幼稚園の利用を開始します。預かり保育を利用される方は、事前に利用方法を幼稚園にご確認ください。

B) 途中入園や認定区分を変更する場合

途中入園の場合は、①、②は上記新規入園と同様です。



③認定申請を行います。必要書類を幼稚園でお受け取りいただき、定められた期日までに申請書類を**幼稚園**に提出してください。

- ・途中入園の場合：必ず入園予定日より前に申請書類を幼稚園に提出してください。申請書が提出されるまで利用料は無償化の対象とはなりません。
- ・認定変更の場合：認定変更希望日より前に申請書類を幼稚園に提出してください。
さかのぼっての認定変更はできません。

【※認定申請手続きはお住まいの市区町村ごとに異なりますので、ご注意ください。】

④提出された申請書類は、市に届きましたら、市が認定審査・認定決定を行います。
認定決定後、市より保護者あてに「施設等利用給付認定通知書」を送付します。

⑤幼稚園の利用を開始します。預かり保育を利用される方は、事前に利用方法を幼稚園にご確認ください。

(2) 認定申請に必要な提出書類について

認定区分によって、必要な提出書類が異なります。不足書類がある場合、認定を行うことはできません。

【表1】 認定申請に必要な提出書類

認定区分	申請書類	該当する方のみ必要な書類 (表2参照)	
		給食提供園に通園	給食未提供園に通園
新1号 認定	・施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第1号) (*1) ・家庭状況調査票 (施設等利用給付認定用)	【表2】 ①,②,③,④	
新2号 認定	・施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第2号・第3号) (*1)	【表2】 ①,②,③,④,⑤	
新3号 認定	・家庭状況調査票 (施設等利用給付認定用) ・保育を必要とする事由3ページ(3)の書類		

各認定区分、給食の提供有無により【表2】に該当するものがあれば、申請書類と併せてご提出が必要です。

(*1) 市所定の様式は幼稚園・保育課にあります。我孫子市のホームページからもダウンロードできます。

(我孫子市ホームページの「幼稚園・認可外保育施設等の書式ダウンロード」から印刷できます。)

様式のダウンロードはこちらから➡



【表2】 該当する方のみ必要な書類

	提出事由	提出書類
①	ひとり親家庭の場合 (住民票上、かつ居住実態も別である事)	戸籍謄本又は離婚届受理証明書 (写し可) 離婚調定中であれば、事件係属証明書又は呼出状等の写し
②	二世帯住宅に住まれている方 (別世帯として申請する場合)	世帯状況申立書 (二世帯住宅)
③	令和5年(令和6年)1月1日に 我孫子市外に住民登録がある場合	令和5(令和6)年度市区町村民税課税証明書 ※1 (所得割額・扶養の有無が確認できるもの)
④	令和4(令和5)年中、海外に住み、 収入があった場合	①勤務先発行の海外での収入・所得証明書 ②所得控除の対象となる社会保険料、生命保険料等の控除証明書(払込証明書)
⑤	外国籍の方	在留カードの写し(表と裏)

※1 父母、同居の祖父母全員のマイナンバーがわかる資料、及び本人確認ができる資料（運転免許証など）を保育課窓口にお持ちいただければ、課税証明書の提出は原則不要です。

◎ マイナンバーがわかる資料（次のどちらか1点）

① マイナンバーカード

② 個人番号が記載された住民票の写し・住民記載事項証明書

* ②の場合は本人確認資料として、窓口にお越しいただく方の顔写真、氏名、生年月日が記載されている証明書（運転免許証、パスポート、外国籍の方は在留カード等）も併せてお持ちください。

※ 8ページ【副食費の補足給付】において、ご家庭で給付対象外又は判定不要と判断される場合は【表2】の③、④の提出は不要となります。その場合は、判定は不要である旨の同意書をご提出いただけます。

（満3歳児で新3号認定申請される場合は、認定判定のために必要ですので必ずご提出ください。）



【書類の提出について】

- ・ 申請書は必ず幼稚園へご提出ください。（幼稚園経由で市へ届きます。）
- ・ 認定日は、申請書類一式が幼稚園（又は保育課）に提出された日（申請日）以降となります。提出が期限までに間に合わない場合は、その旨を幼稚園にご連絡ください。ただし、書類がそろってからの認定となり、さかのぼっての認定はできませんのでご注意ください。
- ・ 一度ご提出していただいた書類の返却は行いませんので、ご注意ください。

【認定の注意事項について】

- ・ 認定期間中に市外へ転出された場合は、本市の認定期間は終了いたしますので、転出先の市区町村より新たに認定を受ける必要があります。無償化の対象となるのは、認定期間内のみとなります。



4 こんなときは手続きをしてください

認定申請・認定決定時から、申請内容に変更があった場合や変更を希望する場合は、変更に関する申請や届出が必要です。以下の表をご確認いただき、手続きを行ってください。

提出書類は、通園されている幼稚園へご提出ください。

※新1号認定から新2号認定への変更や保育の必要性の事由を変更される場合、申請書類一式を幼稚園へ提出された日以降、変更後の認定が可能となります。

認定区分	変更内容	提出書類			留意事項
		内容 変更届	給付認 定・変更 申請書	その他	
全認定区分共通	市内転居	○			
	市外への転出 ※市外へ転出された場合、我孫子市での認定は取消となります。	○			転出先の市区町村で認定申請を行う必要があります。
	世帯構成の変更 (結婚、離婚、同居家族の増減等)	○		離婚の場合、戸籍謄本(写し可)	
	幼稚園を退園(休園)する ※里帰り出産等で幼稚園を長期的にお休み(休園)される方で、里帰り先で幼稚園等の利用を検討されている場合は、事前にご連絡ください。	○		退園(休園)届の写し	次に入園する施設が決まっている場合は、施設名、入園日を内容変更届にご記入ください。
	連絡先の変更	○			
	その他	○		変更内容を証明する書類	
新1号認定	新2号・新3号認定へ認定変更する (保育の必要性を証明する書類を提出する必要があります。3,4ページ参照。)		○ (法第30条の4第2号・第3号)	・3ページ(3)のうち該当する書類 ・該当する方のみ11ページ【表2】の書類	【表2】の該当する書類が提出済であれば不要です。

認定区分	変更内容		提出書類			留意事項
			内容 変更届	給付認 定・変更 申請書	その他	
新2号・新3号認定	産前・産後休暇に入る		○		母子健康手帳の写し (3ページ(3)参照)	
	育児休業に入る		○		育児休業期間の記載され た就労証明書	
	転職する		○		①退職日を証明する書類 (就労証明書等) ②転職先の就労証明書	
	退職する	退職後新1 号認定に変 更する		○ (法第30条 の4第1号)	退職日を証明する書類 (就労証明書等)	新1号認定への認定申請が必要 です。
		退職後すぐ に求職活動 をする		○ (法第30条 の4第2号・ 第3号)		求職活動認定申請後、求職活 動での書類提出が必要となり ます。 (3ページ表⑦参照)
	65歳未満の 祖父母と同 居する	同居する祖 父母が就労 している	○		祖父母の就労証明書	
		同居する祖 父母が就労 していない		○ (法第30条 の4第1号)		保育を必要とする要件に欠け るため、新1号認定への認定 申請が必要です。

※認定変更をされ、認定期間が有期の場合は、認定満了日を確認の上、満了日前に必ず次の認定申請書類をご提出ください。



5 よくあるご質問 (FAQ)

Q 新1号認定と新2号認定(新3号認定)の違いは何ですか。

A 新2号認定は、保育料・入園料の無償化に加え、預かり保育料が無償化の対象(日額上限あり)となります。新2号認定を受けるには、保育を必要とする事由に該当し、かつ、それを証明する書類を提出する必要があります。

なお、保育を必要とする事由に該当する場合でも、預かり保育を利用されない方は、給付の対象となる預かり保育料が発生しないため、新2号へ申請する必要はありません。

Q 新1号で入園後、就労が決まったので、月途中から新2号へ変更することはできますか？

A 可能です。

認定申請書及び保育の必要性を証明する書類を提出した日から新2号認定へ変更できます。ただし、実際の認定決定は、市が申請書類を収受した後になります。(さかのぼり不可)

※就労等の事由で新2号認定の方が月の途中で保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その翌日から認定変更となります。認定変更がある場合は、早めに幼稚園へご相談ください。

Q 市外へ転出しても同じ幼稚園へ通い続けさせたいのですが、引き続き無償化の対象となりますか？

A なります。

ただし、転出されると本市での認定は終了いたしますので、転出先の市区町村へ新たに認定申請を行っていただく必要があります。転出される際は、お早めに幼稚園へ連絡していただき、認定申請手続きに関する確認を行ってください。

Q 里帰り出産するため、幼稚園を休園したいのですが、どのような手続きを行えば良いですか。

A 通常通り幼稚園へ休園の手続きを行っていただき、「施設等利用給付認定申請変更届」を提出してください。また、**幼稚園の休園期間中は幼稚園の利用がないため、幼稚園の利用料は無償化の対象になりません**ので、ご注意ください。

※里帰り先で幼稚園等の利用を検討されている場合は、事前にご連絡ください。

<< 申請書類への記入上の注意 >>

- ・黒ボールペンでご記入ください。(消えるタイプのボールペンは不可)
- ・訂正する場合は、修正液・修正テープは使わずに、二本線を引き、上から訂正印を押してください。
- ・提出書類、記載内容等に関する確認のため、保育課からご連絡をすることがあります。
- ・記入漏れ、提出書類の不備・不足等があった場合には、保育課の窓口までご来庁いただくことがあります。
- ・ご来庁の際は、念のため印鑑をご持参ください。





我孫子市内私立幼稚園一覧

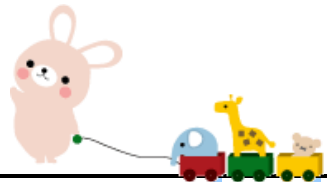


事前連絡のうえ、各幼稚園の様子を直接ご覧になり、お子様にふさわしい幼稚園をお選びください。

令和6年度用

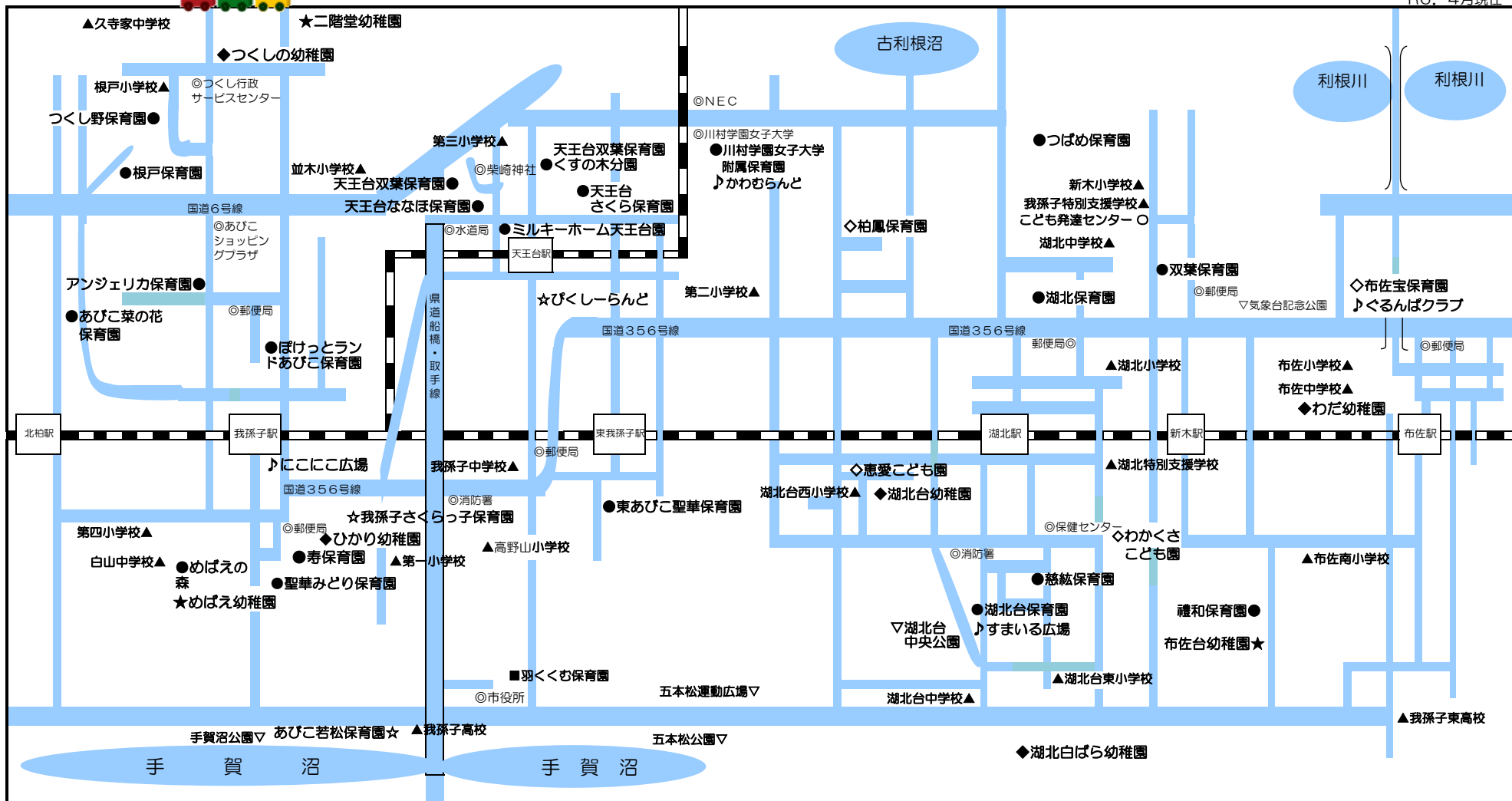
幼稚園名	定員	教育時間 (土曜日は休園です)	預かり保育 (平日：月曜～金曜日／長期：夏、冬、春期休業期間)		弁当・給食	未就園児保育	
			実施時間	利用料			
めばえ幼稚園 白山2-7-5 TEL 7184-1313	300	平日 8時～14時 水曜 8時～11時 (月2回)	平日	7時～7時40分 教育時間後～19時 1時間 200円 200円	おにぎり 火・木 弁当 月・水・金	園庭開放	(6月～11月) 隔週日曜 13時～15時(無料) ※雨天中止の場合あり 自由にお遊びください。 (詳細は園のホームページでご確認ください。)
			長期	7時～19時 月極 14時～17時 10,000円 14時～18時 12,000円 14時～19時 14,000円 長期休業中は教育時間分を加算			
二階堂幼稚園 久寺家479-1 TEL 7185-1371	270	平日9時～14時 水曜9時～11時 (月1回程度)	平日	7時30分～9時00分 100円 14時～18時30分 500円	給食 月・火・木・金 自園調理給食 月額7000円	にこにこ クラブ	1セット3回(金曜または火曜) 10時～11時 または 13時30分～14時30分 1セット会費2,000円 年7セット ホームページよりメールにて受付
			長期	7時30分～13時 500円 13時～18時30分 500円		弁当 水	びよびよ クラブ
布佐台幼稚園 布佐1849 TEL 7189-0231	300	平日 9時～14時 水曜 9時～13時	平日	7時30分～8時 30分間 100円 8時～9時 1時間 200円 15時～17時 (水曜14時～17時) 1時間 200円 17時～19時 30分間 200円	給食 月～金 月額4900円 ※半日保育日・長期休業中の預かり保育は、給食注文が可能。	にこにこ教室	月1回(無料) (月2回実施のうち希望日1日を選んでください。 詳細は園のホームページでご確認ください。)
			長期	7時30分～8時 30分間 100円 8時～17時 1時間 200円 17時～19時 30分間 200円		苺組	週1回(水・木曜のうち希望日)10時～13時 母子分離教室(バス送迎有り・給食有り) 入会金10,000円(プレゼント有り) 月会費6,000円(給食費を含む) バス代800円(利用者のみ)
						園庭開放	週2回(火、木曜)13時30分～15時30分(無料) (要事前連絡、当日可)

注：上記の内容は、令和5年度の内容をもとに記載しております。利用料等の詳しい内容については、直接各幼稚園へお問い合わせください。



我孫子市内幼稚園・保育施設等地図

R6. 4月現在



<凡例>

- ★ 幼稚園
- 保育園
- ☆ 小規模保育事業所
- ◇ 認定こども園(幼保連携型)
- ◆ 認定こども園(幼稚園型)
- 企業主導型保育施設(地域枠あり)
- ♪ 広場(子育て支援施設)
- ▲ 学校
- ▽ 公園

